

流通業務総合効率化法に関する支援措置について

流通業務総合効率化法の支援措置（すべて中小企業者の利用が可能）

【**■**・・・拡充・強化した措置】

1．本法に基づく支援措置（法律事項）

主務大臣の認定を受けた流通業務効率化計画を実施する者は、本法に基づき、以下の支援措置を受けることができる。

（1）物流関連規制に関する特例措置

新たに物流関連規制に係る登録又は許可（**■**倉庫業法、貨物利用運送事業法及び貨物自動車運送事業法に基づく登録、許可）を受けることを要する流通業務効率化計画について、計画の認定をもってこれら登録又は許可を受けたものとみなすこととし、物流に係る総合的な取組を促進する。

（2）特定流通業務施設の整備に関する立地規制の緩和

高速道路のインターチェンジや空港・港湾、工業団地・流通業務団地など物流の結節点となる社会資本等の近くに特定流通業務施設の立地を誘導するため、都市計画法、工場立地法などの運用において、特定流通業務施設の立地が促進されるよう配慮する。

都市計画法における配慮（**■**）

現在、市街化調整区域における開発行為は、原則として不許可という取扱になっているが、本法に基づく認定を受けた特定流通業務施設の整備事業については、原則、許可するよう運用する。

工場立地法における配慮（**■**）

現在、流通施設において一部組立等を行う場合、組立を行う部分と他の部分を区切る壁など明確な仕切のない限り、流通施設全体が工場とみなされている。本法に基づく認定を受けた特定流通業務施設のうち、当該施設において一部組立等を行うものについては、当該施設全体を工場とみなさず、一部組立等を行う部分だけを工場とみなすよう配慮。

（3）税制の特例（**■**）

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に基づく流通業務総合効率化計画の認定に係る特定流通業務施設である倉庫用建物等を税制特例の対象とする。地方税の地区要件を国税と同様の「高速道路のインターチェンジから5 km以内及び開港の臨港地区」とする。

<内 容>

所得税・法人税	割増償却	5年間	10%
固定資産税・都市計画税	課税標準の特例	5年間	1/2(倉庫) 3/4(倉庫附属設備) 5/6(港湾上屋)

(4) 食品流通構造改善促進法の特例 (■)

(財) 食品流通構造改善促進機構の業務に次のものを追加し支援。

食品生産業者等が行う認定事業に係る債務保証

食品生産業者等が行う認定事業に係る資金のあっせん

食品生産業者等が行う認定事業において利用する特定流通業務施設の受託整備
等

(5) 中小企業の取組に関する支援措置

荷主、物流事業者の太宗を占める中小企業が行う流通業務の効率化を支援するため、中小企業信用保険法や中小企業投資育成株式会社法の特例等を通じて、中小企業の資金調達を支援する。

中小企業信用保険法の特例

付保限度額の同額別枠化(付保限度額に通常の枠と同額の別枠を設ける)

○普通保険 2億円 → 4億円

○無担保保険 8,000万円 → 1億6,000万円

○特別小口保険 1,250万円 → 2,500万円

普通保険のてん補率の引き上げ 70%を80%に引き上げ

保険料率の引き下げ(政令で決定)

中小企業投資育成株式会社法の特例

中小企業者が流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に基づく流通業務総合効率化計画に従って実施する事業に必要な資金の調達に関して、投資対象となる株式会社の要件(資本金3億円以下)を緩和し、資本金が3億円を超える中小企業についても投資の対象とする。

2 . 本法に関連した支援措置（予算要求等）

（１）金融支援措置

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に基づく流通業務総合効率化計画の認定に係る特定流通業務施設である倉庫、荷捌施設等を日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫の融資及び独立行政法人中小企業基盤整備機構の高度化融資の対象とする。

日本政策投資銀行（ ）

<内 容>

- 対 象 倉庫、荷捌施設、トラックターミナル、配送センター、航空貨物取扱施設、複合一貫輸送施設
- 金 利 本法の計画認定を受けたものについて政策金利 融資比率４０％

中小企業金融公庫

<内 容>

- 対 象 倉庫、荷捌施設、トラックターミナル、配送センター
- 金 利 本法の計画認定を受けたものについて特別利率
- 貸付限度額 ７億２千万円のうち２億７千万円（４億５千万円は基準利率）

国民生活金融公庫

<内 容>

- 対 象 倉庫、荷捌施設、トラックターミナル、配送センター（「認定を受けた流通業務総合効率化計画に記載された事業を実施する中小企業」を追加）
- 金 利 本法の計画認定を受けたものについて特別利率（新規性・規範性がある事業を実施する者には特別利率）

独立行政法人中小企業基盤整備機構（及び都道府県）

<内 容>

- 対 象 中小企業者が連携形態（ ）あるいは組合形態で認定流通業務総合効率化計画に従って整備する特定流通業務施設及び関連設備
- 貸付割合 貸付対象施設の設置資金の８０％以内
- 償還期限 据置期間を含む２０年間であって、都道府県が適当と認める期限
- 据置期間 ３年以内であって、都道府県が適当と認める期限
- 金 利 年利１．０５％又は無利子（金利は償還期限まで固定）

(2) 予算措置

グリーン物流パートナーシップモデル事業費補助金 (■)

「グリーン物流パートナーシップ・プログラム」を産業界、経済産業省、国土交通省が連携して創設し、荷主企業と物流事業者等の協力による取組を推進するため、両者の協力による先進的なCO₂排出の抑制の計画作りを促進し、評価実証・普及啓発等を実施する。特に優れた取り組みに対して補助金を交付する。

<内 容>

- 対 象 荷主と物流事業者が協力して取り組むCO₂削減のための物流効率化事業に要する設備等設置費用
- 予算額 経済産業省 5億円(補助率1/2) 国土交通省3.5億円(補助率1/3)

中小企業エネルギー使用合理化物流効率化対策費補助金

物流効率化専門指導員派遣事業

物流効率化を図ろうとする中小企業に対し、独立行政法人中小企業基盤整備機構が登録した専門家をアドバイザーとして派遣(企業負担は専門家謝金の1/3のみ)するもの。

また、物流効率化の事例等をもとに講習会等も実施している。

<内 容>

- 対 象 物流効率化に関して適切な指導の出来る専門家の派遣に要する費用
- 予算額 1,450万円(補助率 定額(10/10) 但し謝金は2/3)

物流効率化推進事業

全国又は地方単位の組合及び任意団体等が、物流機能の強化を図るために実施する共同物流システムの構築、受発注・輸配送情報ネットワークの構築等のテーマに係る調査研究・基本計画策定事業、事業計画・システム設計事業について支援するもの。

また、調査研究事業及びシステム設計事業を実施した組合等が、更に一步進んで、物流効率化先進モデルのシミュレーションを行い、広く示すことにより他の事業者に物流効率化の重要性を認識させるために必要な実験的運営事業についても補助を行う。

<内 容>

- 対 象 物流の効率化を図るために行う「調査研究・基本計画策定事業」、「事業計画・システム設計事業」、「実験的事業運営事業」に要する費用
- 予算額 8,500万円(補助率 6/10)

中小企業物流連携支援事業

消費者ニーズの多様化・高度化等の流通構造の変化に的確に対応するため、製・配・販による連携が活発化しており、これら中小企業の自主的な取り組みを支援するため、メーカー・卸・小売一体となつての物流機能強化を図るために必要な経費について補助する。

<内 容>

- 対 象 メーカー・卸・小売が一体となって今後の物流機能強化のための具体的方策等
について異業種交流・連携を行うための事業に要する費用
- 予算額 3,150万円(補助率 6/10)